

外部指導者の規程

当該校長が、下記の条件を満たした者を外部指導者として申請した場合は、埼玉県中学校体育連盟が主催及び主管とする各大会での技術指導を認める。

記

1 外部指導者の資格

外部指導者とは、当該校長が人格・指導面において優れていると認めた成人であり、学校の教育方針に基づき、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して運動部活動指導にあたっている者である。

2 複数の学校及び種目の外部指導者としてベンチ入りはできない。

但し、例外として、水泳飛込、体操競技、新体操については安全確保の補助の役割があり、複数校の外部コーチを認める。

3 中学校の教職員は外部指導者としての資格はない。（当該校以外）

4 外部指導者のみで生徒の引率はできない。（部活動指導員*₁を除く）

5 申請方法

(1) 申請は、各大会ごとの申込用紙「外部指導者」の欄に必要事項を記入する。

6 その他

(1) 外部指導者の身分保証は、当該校長が責任を負う。

(2) 規程違反や不適切な言動等があった場合は、不適格者として会長又は専門委員長より当該学校長に連絡し資格を取り消すことがある。

(3) この規程以外については、各大会要項及び専門部の規程により処置する。

* 1) 部活動指導員とは、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者をいう。

付則 この規程は平成8年4月26日より施行する。

平成15年2月14日一部改定

平成19年4月25日一部改正

平成22年4月27日一部改正

平成29年4月26日一部改正